

再生資源物の屋外保管事業場を 新規に設置する場合には 許可が必要になります

敷地面積が100平方メートル以上の再生資源物の屋外保管を行う事業者は、
原則、設置する屋外保管事業場ごとに、
さいたま市の許可を受ける必要があります。

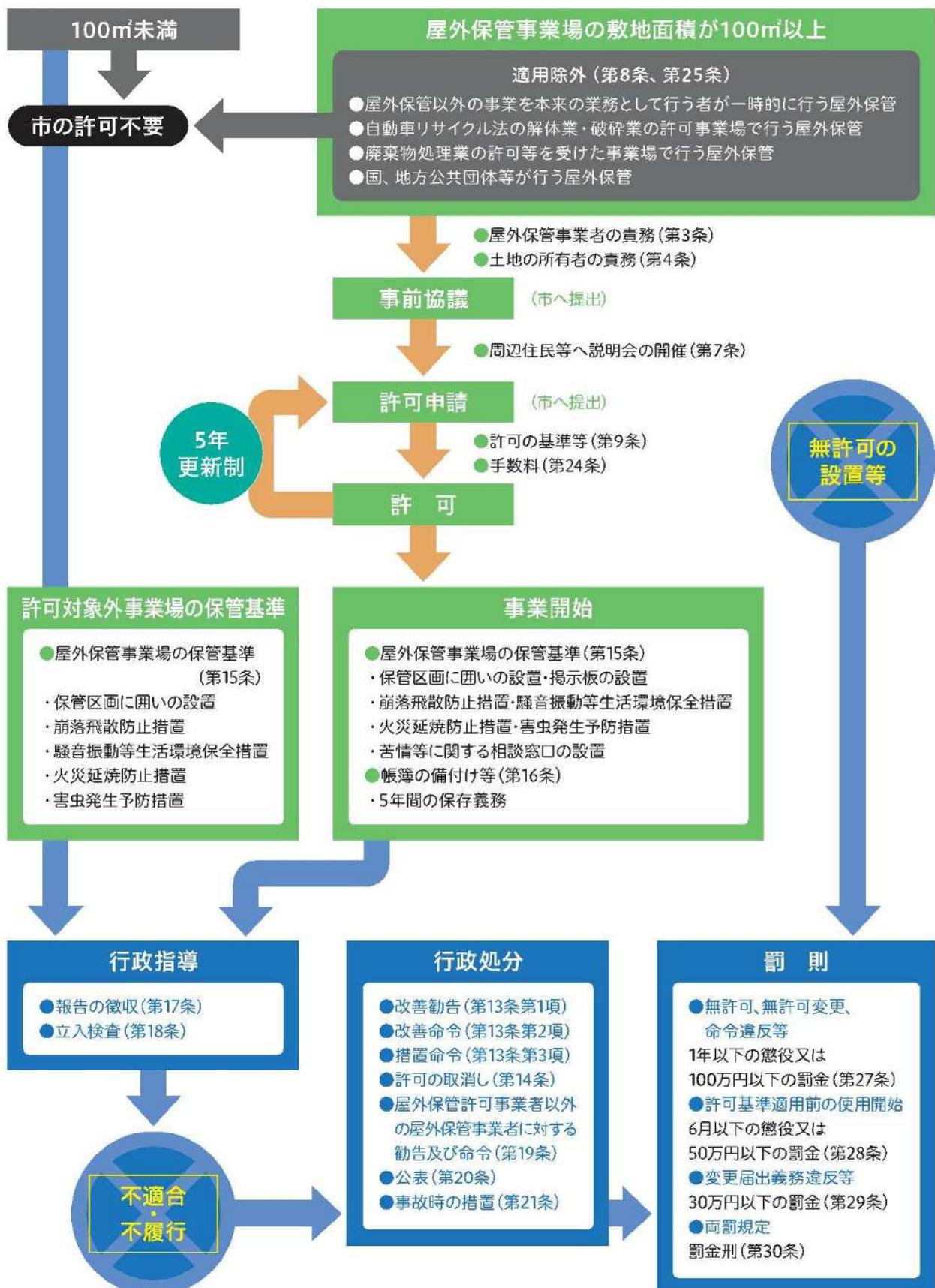


さいたま市では、屋外に保管された再生資源物の火災・延焼、崩落、飛散
その他の事故等を防止するとともに、当該保管に伴う騒音、振動、悪臭、
水質の汚濁等の発生を防止し、又は軽減し、市民生活の安全の確保及び
生活環境の保全のため、令和5年12月に「さいたま市再生資源物の屋外
保管に関する条例」を制定し、令和6年2月1日から施行しました。

さいたま市

さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例のあらまし

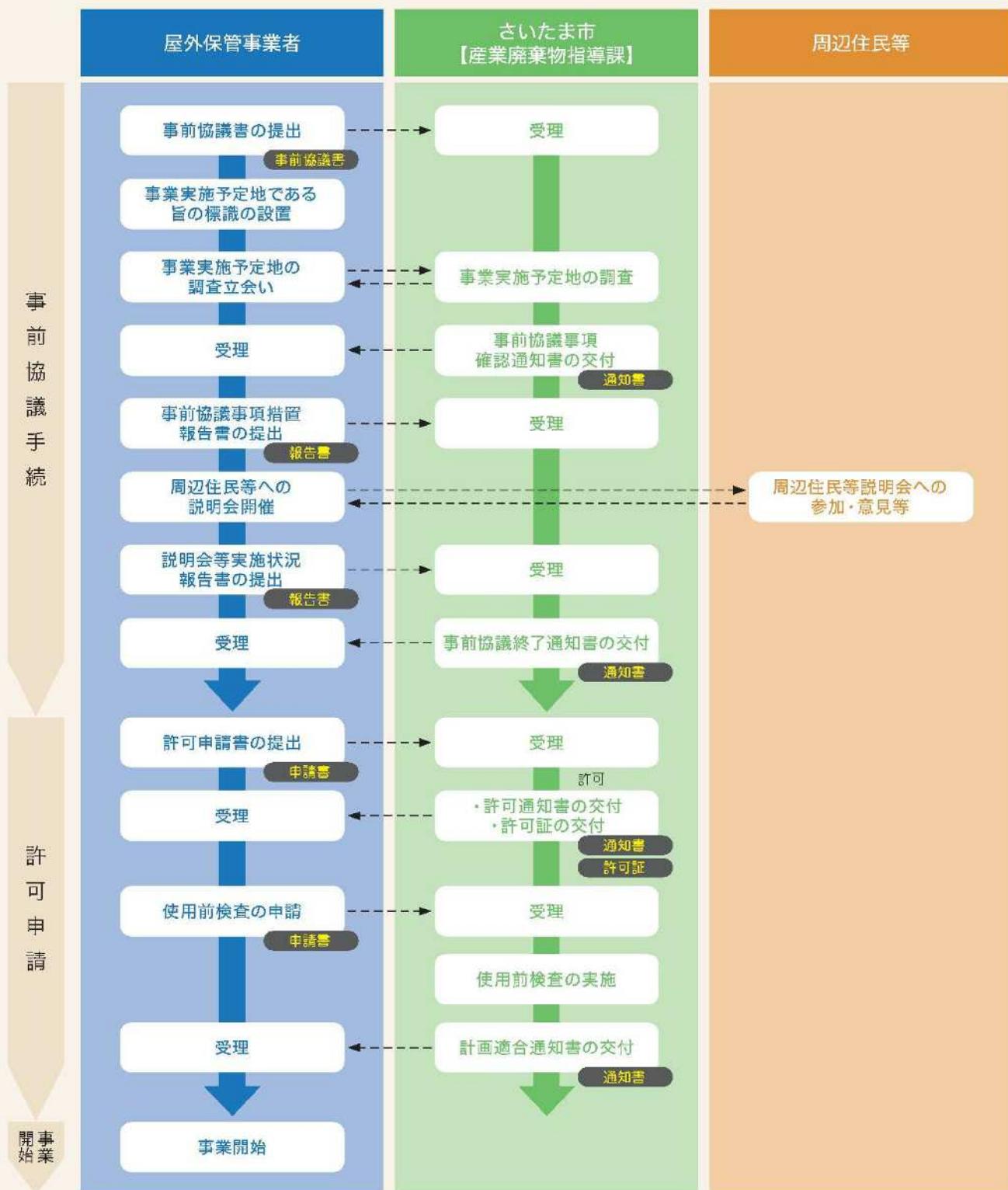
令和6年2月1日施行



条例の規制内容 【新規設置の場合】

許可対象	再生資源物の屋外保管を行う事業場の設置 (事業場の敷地面積が100m ² を超えるもの)	
再生資源物の種類	木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチック、 その他これらに類する材質を原材料とするもの	
許可制	有効期間 5年間 更新制	
事前協議手続	①関連法令等に関して各所管課等と協議 ②300メートル以内の周辺住民等へ説明会の開催	
許可基準	立地基準	①住宅等から事業場敷地境界までの距離が100m以上あること ②事業場の敷地が幅員4m以上の公道に接していること ③事業場の土地の地形及び地質等が市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないこと
	構造基準	①敷地境界と囲いとの間に2m以上の緑地帯の設置 ②事業場の敷地の境界の内側に囲いの設置 ③囲い内側の底面を不浸透性の材料で敷設 ④排水処理設備の設置
	保管基準	①保管の区画に囲いの設置 ②掲示板の設置 ③再生資源物の崩落、飛散防止措置 ④騒音・振動・悪臭・汚水による生活環境の保全措置 (騒音・振動については規制基準値を規則で規定) ⑤火災の発生若しくは延焼防止措置 ⑥ねずみの生息、蚊、ハエ等の害虫発生に対する予防措置
	その他	①苦情等に関する相談窓口設置 ②欠格要件に該当しないこと ③事前協議が終了していること
帳簿の備え	5年間の保存義務	
報告の徴収	屋外保管事業者、排出者、運搬者等対象	
立入検査	屋外保管事業者、排出者、運搬者等対象	
勧告命令	許可の有無に係わらず実施	
罰則	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金を上限として設定	
施行日	令和6年2月1日	

条例の手続きの流れ 【新規設置の場合】



お問合せ先

さいたま市環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課

さいたま市浦和区常盤6-4-4
さいたま市役所 ときわ会館地下1階
TEL 048(829)1608 FAX 048(829)1933
E-mail sangyo-haikibutsu-shido@city.saitama.lg.jp

